

技能職員等の退職手当の特例に関する条例

平成27年4月1日条例第51号

- 第1条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年条例第30号）の適用を受ける職員（これらの職員のうち組合規則で定める職員に限る。以下「技能職員等」という。）のうち平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に退職する職員（以下「平成28年度末までに退職する職員」という。）であって、その者の退職の日の属する年度の末日における年齢（その者が同日前に死亡した場合にあっては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢。以下「退職年度末年齢」という。）が40歳から49歳までであるもの（職員の退職手当に関する条例（平成27年条例第38号。以下「退職手当条例」という。）第6条から第8条までの規定の適用を受ける職員及び組合規則で定める事由により退職する職員を除く。以下この条において「対象職員」という。）に対する退職手当条例第4条に規定する退職手当の基本額は、退職手当条例第5条の規定にかかわらず、退職手当条例第5条に規定する給料月額（以下「給料月額」という。）及び当該給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、対象職員の勤続期間に応じて退職手当条例別表第3に定める支給率を乗じて得た額とする。
- 2 対象職員に対する退職手当条例第9条第1項の規定の適用については、同項中「第5条から前条までの規定にかかわらず」とあるのは「技能職員等の退職手当の特例に関する条例（平成27年条例第51号）第1条第1項の規定にかかわらず」と、同項第1号中「第5条から前条まで」とあるのは「技能職員等の退職手当の特例に関する条例第1条第1項」と、同項第2号中「給料月額に、」とあるのは「給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、」と、同号ア中「第5条から前条まで」とあるのは「技能職員等の退職手当の特例に関する条例第1条第1項」と、「給料月額」とあるのは「給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額」と、同号イ中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前給料月額及び特定減額

前給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額」とする。

第2条 平成28年度末までに退職する職員であって、退職年度末年齢が50歳から58歳までであるもの（退職手当条例第7条第1号又は第2号に該当する者に限る。）に対する退職手当条例第10条の規定の適用については、同条の表中「第7条及び第8条」とあるのは「第7条」と、「退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢（その者が同日前に死亡した場合にあっては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢）との差に相当する年数1年につき100分の2」とあるのは、次の表の左欄に掲げる退職年度末年齢の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

50歳から52歳まで	100分の45
53歳	100分の40
54歳	100分の35
55歳	100分の30
56歳	100分の25
57歳	100分の20
58歳	100分の10

附 則

この条例は、公布の日から施行する。